

年金課

育休中の掛金免除要件の改正について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が令和3年6月11日に公布され、同法附則第15条により地方公務員等共済組合法の一部が改正されました。

このことにより、短期間の育児休業の取得に対応して、育児休業期間中の掛金免除の対象となる要件が一部改正されました。（令和4年10月1日施行）

改正のポイント

○改正前の免除要件

- ・毎月の給与及び賞与について、月末に育児休業を取得していること。

○改正後の免除要件

- ・毎月の給与については…

月末に育児休業を取得していること（従前どおり）または、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として主務省令で定めるところにより計算した日数が14日以上であること。

『例：10月5日から10月25日にかけて育児休業等を取得するケース』

改正前は10月給与に係る掛金は免除となりませんでしたが、改正後は組合員の申出により免除の対象となります。

- ・賞与については…

賞与支給月の末日に育児休業を取得し、かつ、取得日数が連続1か月超（暦日数）であること。

『例：12月15日から12月31日にかけて育児休業等を取得するケース』

改正前は12月の賞与は組合員の申出により免除となりましたが、改正後は免除の対象となりません。